

魚津市 居住誘導区域 住宅取得支援補助金

居住誘導区域内に住宅を取得された方へ
補助金を交付します

※「居住誘導区域」は裏面をご覧ください

住宅の取得額※

(新築・建売・中古)

※100万円以上が対象。

(取得額には土地の取得及び敷地造成工事に係る費用は含みません。取得額は消費税及び地方消費税相当額を除きます。)

×

4%

=

◎転入者(注)の場合

上限 50万円

◎居住誘導区域外の市内居住者の場合

上限 30万円

(注) 転入者：
1年以上魚津市外にお住まいの方、または、市内に転入して2年以内の方

このほかの住宅取得支援制度

※本制度と重複可能です。

市【子育て新婚世帯住宅取得支援補助金】

新婚(婚姻後2年以内)または子育て(中学3年生以下)世帯が、市内に100万円以上の住宅を取得した場合、住宅1棟当たり30万円を補助

